

(事務連絡)
業庫第83号
平成27年9月9日

代 理 店 御 中

日 本 銀 行 業 務 局

農林水産省および防衛省関係官署の取引開廃対応について

代理店関係事務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、農林水産省および防衛省より、「農林水産省設置法の一部を改正する法律」(法律第30号)の施行等に伴い、平成27年10月1日付^(注)をもって、日本銀行支店・代理店との間で取引開廃等を行うとの連絡がありました(対象官庁一覧は別紙1)。

(注) 防衛装備施設本部の保管金取引の廃止日は同年10月2日付。

つきましては、関係代理店において、別紙2の「取引開廃に関する取扱いについて」によりお取扱い頂きますようお願いいたします。

- 本件は取引開廃等の対象口座が合計で172口座と多数に上るため、取引開廃事務を円滑に進める観点から、規程に基づき具体的な取扱いを整理したものです。
- なお、廃止となる農水省地域センターの支払事務については、各地域の農政局に引き継がれますが、この機会に原則ADAMS払化する予定であることから、農政局の取引店における事務量増加は限定的なものとなる見込みです。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ

TEL: 03-3279-1111 (代表) <6082 (内線)>

取引開廃対象官庁一覧

▽10月1日取引開廃実施分

取引店名	取引官庁名	預託金	保管金	保管有価
日比谷代理店	防衛省装備施設本部	廃止	—	廃止
日比谷代理店	防衛省技術研究本部	廃止	廃止	—
日比谷代理店	防衛装備庁	開始	開始	開始
立川代理店	防衛省技術研究本部航空装備研究所	廃止	—	—
立川代理店	防衛装備庁航空装備研究所	開始	—	—
相模原代理店	防衛省技術研究本部陸上装備研究所	廃止	—	—
相模原代理店	防衛装備庁陸上装備研究所	開始	—	—
目黒代理店	防衛省技術研究本部艦艇装備研究所	廃止	—	—
目黒代理店	防衛装備庁艦艇装備研究所	開始	—	—
渋谷代理店	防衛省技術研究本部電子装備研究所	廃止	—	—
渋谷代理店	防衛装備庁電子装備研究所	開始	—	—
渋谷代理店	防衛省技術研究本部先進技術推進センター	廃止	—	—
渋谷代理店	防衛装備庁先進技術推進センター	開始	—	—
千歳代理店	防衛省技術研究本部札幌試験場	廃止	—	—
千歳代理店	防衛装備庁札幌試験場	開始	—	—
むつ代理店	防衛省技術研究本部下北試験場	廃止	—	—
むつ代理店	防衛装備庁下北試験場	開始	—	—
各務原代理店	防衛省技術研究本部岐阜試験場	廃止	—	—
各務原代理店	防衛装備庁岐阜試験場	開始	—	—
土浦代理店	防衛省技術研究本部航空装備研究所土浦支所	廃止	—	—
土浦代理店	防衛装備庁航空装備研究所土浦支所	開始	—	—
溝口代理店	防衛省技術研究本部艦艇装備研究所川崎支所	廃止	—	—
溝口代理店	防衛装備庁艦艇装備研究所川崎支所	開始	—	—
銚子代理店	防衛省技術研究本部電子装備研究所飯岡支所	廃止	—	—

取引店名	取引官庁名	預託金	保管金	保管有価
銚子代理店	防衛装備庁電子装備研究所飯岡支所	開始	—	—
日比谷代理店	農林水産省大臣官房	—	記載事項変更 (官職名)	記載事項変更 (官職名)
日比谷代理店	(現) 農林水産省大臣官房経理課 (新) 農林水産省大臣官房予算課	記載事項変更	—	—
日比谷代理店	(現) 農林水産省大臣官房経理課 特別会計経理班 (新) 農林水産省大臣官房予算課 特別会計経理班	記載事項変更	記載事項変更	記載事項変更
札幌支店	(現) 北海道農政事務所経理課 (新) 北海道農政事務所会計課	記載事項変更	記載事項変更	記載事項変更
札幌支店	北海道農政事務所	記載事項変更 (官職名)	—	—
札幌支店	北海道農政事務所庶務課 (残務承継先) 北海道農政事務所	廃止(残務 承継あり)	—	—
仙台支店	東北農政局総務部会計課	廃止	—	—
仙台支店	東北農政局	記載事項変更 (官職名)	—	—
埼玉新都心 代理店	関東農政局総務部会計課	廃止	—	—
埼玉新都心 代理店	関東農政局	記載事項変更 (官職名)	—	—
金沢支店	北陸農政局総務部会計課	廃止	—	—
金沢支店	北陸農政局	記載事項変更 (官職名)	—	—
名古屋支店	東海農政局総務部会計課	廃止	—	—
名古屋支店	東海農政局	記載事項変更 (官職名)	—	—
京都支店	近畿農政局総務部会計課	廃止	—	—
京都支店	近畿農政局	記載事項変更 (官職名)	—	—
岡山支店	中国四国農政局総務部会計課	廃止	—	—
岡山支店	中国四国農政局	記載事項変更 (官職名)	—	—
熊本支店	九州農政局総務部会計課	廃止	—	—
熊本支店	九州農政局	記載事項変更 (官職名)	—	—
青森支店	東北農政局青森地域センター	廃止	廃止	廃止
盛岡代理店	東北農政局盛岡地域センター	廃止	廃止	廃止

取引店名	取引官庁名	預託金	保管金	保管有価
秋田支店	東北農政局秋田地域センター	廃止	廃止	廃止
山形代理店	東北農政局山形地域センター	廃止	廃止	廃止
福島支店	東北農政局福島地域センター	廃止	廃止	廃止
水戸代理店	関東農政局水戸地域センター	廃止	廃止	廃止
宇都宮代理店	関東農政局宇都宮地域センター	廃止	廃止	廃止
前橋支店	関東農政局前橋地域センター	廃止	廃止	廃止
千葉代理店	関東農政局千葉地域センター	廃止	廃止	廃止
丸ノ内代理店	関東農政局東京地域センター	廃止	廃止	廃止
横浜中代理店	関東農政局横浜地域センター	廃止	廃止	廃止
甲府支店	関東農政局甲府地域センター	廃止	廃止	廃止
長野代理店	関東農政局長野地域センター	廃止	廃止	廃止
静岡支店	関東農政局静岡地域センター	廃止	廃止	廃止
新潟支店	北陸農政局新潟地域センター	廃止	廃止	廃止
富山代理店	北陸農政局富山地域センター	廃止	廃止	廃止
福井代理店	北陸農政局福井地域センター	廃止	廃止	廃止
岐阜代理店	東海農政局岐阜地域センター	廃止	廃止	廃止
津代理店	東海農政局津地域センター	廃止	廃止	廃止
大津代理店	近畿農政局大津地域センター	廃止	廃止	廃止
天満橋代理店	近畿農政局大阪地域センター	廃止	廃止	廃止
神戸支店	近畿農政局神戸地域センター	廃止	廃止	廃止
奈良代理店	近畿農政局奈良地域センター	廃止	廃止	廃止
和歌山代理店	近畿農政局和歌山地域センター	廃止	廃止	廃止
鳥取駅前代理店	中国四国農政局鳥取地域センター	廃止	廃止	廃止
松江支店	中国四国農政局松江地域センター	廃止	廃止	廃止
広島支店	中国四国農政局広島地域センター	廃止	廃止	廃止
山口代理店	中国四国農政局山口地域センター	廃止	廃止	廃止
徳島代理店	中国四国農政局徳島地域センター	廃止	廃止	廃止
高松中央代理店	中国四国農政局高松地域センター	廃止	廃止	廃止
松山支店	中国四国農政局松山地域センター	廃止	廃止	廃止

取引店名	取引官庁名	預託金	保管金	保管有価
高知支店	中国四国農政局高知地域センター	廃止	廃止	廃止
博多代理店	九州農政局福岡地域センター	廃止	廃止	廃止
佐賀代理店	九州農政局佐賀地域センター	廃止	廃止	廃止
長崎支店	九州農政局長崎地域センター	廃止	廃止	廃止
大分支店	九州農政局大分地域センター	廃止	廃止	廃止
宮崎代理店	九州農政局宮崎地域センター	廃止	廃止	廃止
鹿児島金生代理店	九州農政局鹿児島地域センター	廃止	廃止	廃止
筑波西代理店	(現) 農林水産技術会議事務局筑波事務所 (新) 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター	記載事項変更	記載事項変更	記載事項変更

▽10月2日取引開廃実施分

取引店名	取引官庁名	預託金	保管金	保管有価
日比谷代理店	防衛省装備施設本部	—	廃止	—

取引開廃に関する取扱いについて

1. 取引開始にかかる取扱い

(1) 取引開始にかかる取引関係通知書等の取扱い

イ、9月24日(木)までに、取引官庁（新設官庁は別紙1参照）から、官印を押なつていない取引関係通知書（別紙3-1～3-3）および印鑑票（写）の提出を受けて、記載内容に誤りがないことを確認してください。なお、別紙1の取引官庁から同日までに同通知書等の提出がない場合には、当該官庁に連絡のうえ提出を依頼してください。

— 今回の取扱いでは、取引開始日が予め決定していることから、「官庁の取引開廃等に関する報告関係事務取扱要領（代理店用）」（「国庫事務例規集（代理店用）」（以下「例規集」といいます。）2）に基づく日本銀行業務局統括課事務統括グループへのFAX送信等（月計突合表の送付部署に関する連絡を含む。）は不要です。

— 取引関係通知書の理由欄には、「新設」と記載されます。

ロ、取引開始日に、取引官庁から官印を押なつた取引関係通知書および印鑑票の提出を受けた場合には、イ、において事前に提出を受けたものの内容と相違がないことを確認してください。

内容が相違している場合には、当該官庁に連絡のうえ正当な取引関係通知書等の提出を受けてください。

ハ、提出を受けた取引関係通知書等については、「例規集1 窓口1 1.(2) 取引関係通知書、印鑑票の取扱い」または「例規集3 窓口1 1.(2) 取引関係通知書、印鑑票の取扱い」に基づきお取扱いください。

(2) 小切手用紙等の交付

新設官庁の取引担当官から小切手用紙等の請求を受けたときは、受取書の提出を受け、「例規集1 窓口1.4.(1) 小切手等用紙の交付」に基づきお取扱いください。

2. 取引廃止にかかる取扱い

(1) 取引廃止にかかる取引関係通知書の取扱い

イ、9月24日(木)までに、取引官庁（取引廃止官庁は別紙1参照）から、官印を押なつしていない取引関係通知書（別紙3-4～3-6）の提出を受けて、記載内容に誤りがないことを確認してください。なお、同日までに別紙1の取引官庁から同通知書の提出がない場合には、当該官庁に連絡のうえ提出を依頼してください。

— 今回の取扱いでは、取引廃止日が予め決定していることから、「官庁の取引開廃等に関する報告関係事務取扱要領（代理店用）」（例規集2）に基づく日本銀行業務局統括課事務統括グループへのFAX送信等（月計突合表の送付部署に関する連絡を含む。）は不要です。

— 取引関係通知書の理由欄には、「廃止」と記載されます。

ロ、取引廃止日に、取引官庁から官印を押なつした取引関係通知書の提出を受けた場合には、イ、において事前に提出を受けたものの内容と相違がないことを確認してください。

内容が相違している場合には、当該官庁に連絡のうえ正当な取引関係通知書の提出を受けてください。

ハ、提出を受けた取引関係通知書および既提出分（廃止となる取引担当官分）の取引関係通知書等は、「例規集1 窓口1 3.（2）ロ. 取引関係通知書、印鑑票の取扱い」または「例規集3 窓口1 3.（2）ロ. 取引関係通知書、印鑑票の取扱い」に基づきお取扱いください。

(2) 口座残高確認および残高証明等

イ、取引廃止日の前々営業日に取引官庁の口座残高が「0」となっていることを確認してください（10月2日付をもって廃止する取引官庁を除く）。万一、口座残高が残っている場合は、取引官庁に連絡のうえ、残高を「0」とするよう依頼してください。

— 10月2日付をもって廃止する取引官庁においては、取引廃止日の前営業日に口座残高を「0」とする取引を行う予定です。

— 農林水産省および防衛省に対しては、廃止となる取引官庁の口座残高を「0」とするよう調整済です。

ロ、取引廃止日の前営業日の16時以降、取引官庁から同日現在における「預託金現在高証明請求書」(別紙4-1)、「保管金現在高証明請求書」(別紙4-2)の提出を受けた場合には、「例規集1(特殊な事務)特殊5-1. 現在高証明請求書の提出を受けた場合」に基づき、「政府保管有価証券現在額証明請求書」(別紙4-3)の提出を受けた場合には、「例規集3 窓口1-4.(1) 現在額の証明請求を受けた場合」に基づきお取扱ください。

ハ、10月2日付をもって廃止する取引官庁(防衛装備施設本部<取引店: 日比谷代理店、保管金>)については、取引廃止日の前営業日の16時以降に、10月分の月計突合表を統合国庫記帳システムから出力し、取引廃止日に取引関係通知書本書を受領したあと、取引官庁に交付してください。

— なお、10月1日付をもって廃止となる取引官庁分の月計突合表(預託金、保管金)については、日本銀行本店において9月30日付で作成し、官庁あてに郵送します(代理店での対応は不要です)。

(3) 重要用紙類の回収にかかる取扱い

取引廃止日の前営業日までに取引官庁から「送付書」(別紙4-4)を添えて、未使用の政府預金小切手用紙、国庫金振替書用紙および国庫金送金関係用紙の返戻を受けた場合には、「店印等および重要用紙類取扱要領」(例規集2)Ⅲに基づきお取扱ください。

— 事前に返戻を受けている場合には、提出されません。

— 官庁には「受取書」(別紙4-5)の作成・提出について協力をお願いしておりますので、「受取書」も併せて提出された場合は、適宜ご活用ください。

3. 取引関係通知書の記載事項変更(庁名および官職名)にかかる取扱い

(1) 取引関係通知書の記載事項変更通知等の取扱い

イ、9月24日(木)までに、取引官庁(記載事項変更を実施する官庁は別紙1参照)から、官印を押なつていない取引関係通知書の記載事項変更通知(別紙5-1~5-3)および印鑑票(写)の提出を受けて、記載内容に誤りがないことを確認してください。なお、同日までに別紙の取引官庁から同通知等の提出がない場合には、当該官庁に連絡のうえ提出を依頼してください。

一 今回の取扱いでは、記載事項変更日が予め決定していることから、「官庁の取引開廃等に関する報告関係事務取扱要領（代理店用）」（例規集2）に基づく日本銀行業務局統括課事務統括グループへのFAX送信等（月計突合表の送付部署に関する連絡を含む。）は不要です。

一 なお、取引担当官の異動も同時に行われる場合は「取引関係通知書」が提出されます。その対応を整理すると以下のとおりとなります。

取引担当官	庁名	官職名	提出書類	留意点
異動あり	変更あり	変更あり	取引関係通知書	理由欄は「異動および庁名変更」
異動あり	変更あり	変更なし	取引関係通知書	理由欄は「異動および庁名変更」
異動あり	変更なし	変更あり	取引関係通知書	理由欄は「異動」
異動なし	変更あり	変更あり	記載事項変更通知	本文は「庁名および官職名変更」
異動なし	変更あり	変更なし	記載事項変更通知	本文は「庁名変更」
異動なし	変更なし	変更あり	記載事項変更通知	本文は「官職名変更」

ロ、記載事項変更日に、取引官庁から官印を押なつした取引関係通知書の記載事項変更通知および印鑑票の提出を受けた場合には、イ、において事前に提出を受けたものの内容と相違がないことを確認してください。

内容が相違している場合には、当該官庁に連絡のうえ正当な記載事項変更通知等の提出を受けてください。

ハ、取引関係通知書の記載事項変更通知（政府保管有価証券分を除く）は、受付日（提出日）を記入（受付印等を押すことも可）し、取引関係通知書に添付してください。また、印鑑票には取引種類、使用開始日を記載のうえ、使用中分として整理してください。

一 本官、代理官の変更内容が併記され、記載事項変更通知が1通しか提出されない場合は、本官分の取引関係通知書に記載事項変更通知の本書を添付し、代理官分の取引関係通知書に記載事項変更通知の写を添付してください。

ニ、既提出分の印鑑票については、変更日欄に記載事項の変更日を記載のうえ、同日付から1年間は使用中分として整理し、1年経過後に「完結分」として適宜取りまとめ、5年間保管してください。

(2) 政府保管有価証券にかかる取引関係通知書の記載事項変更通知の取扱い

政府保管有価証券にかかる取引関係通知書の記載事項変更通知については、これに受付日を記入(受付印等を押すことも可)したうえで写を作成し、本書は統轄店に送付してください。また、写は、当該官庁の取引関係通知書に添付してください。

以 上

【預託金取引の開始】

	第○号 平成27年10月1日
日本銀行○○代理店 あて	取引開始日が記入されます。
代理官が併設される場合には、代理官分も提出されます。	資金前渡官吏 ○○庁○○研究所 ○○課長 ○○ ○○
	印
取引関係通知書	
○○庁○○研究所○○課長 ○○ ○○は、本日付けをもって、貴店との間に現金の預託に関する取引を開始するので通知します。	
(理由 新設)	
(付 記)	
日本銀行	店受付
平成 年	月 日

(用紙サイズはA4)

【保管金取引の開始】

	第〇号 平成 2 7 年 1 0 月 1 日	
		取引開始日が記入されます。
日本銀行〇〇代理店 あて		
	〇〇庁 歳入歳出外現金出納官吏 〇〇課長 〇〇 〇〇	印
代理官が併設される場合には、代理官分も提出されます。		
取 引 関 係 通 知 書		
〇〇庁〇〇課長 〇〇 〇〇は、本日付をもって、貴店との間に保管金の保管に関する取引を開始するので通知します。		
(理 由 新 設)		
(付 記)		
	日本銀行	店受付
	平成 年	月 日

(用紙サイズはA4)

【政府保管有価証券取引の開始】

	第〇号 平成 2 7 年 1 0 月 1 日
	取引開始日が記入されます。
日本銀行〇〇代理店 あて	
	〇〇庁 取扱主任官 〇〇事務官 〇〇 〇〇
	印
取 引 関 係 通 知 書	
〇〇庁 〇〇事務官 〇〇 〇〇は、本日付をもって、貴店との間に政府保管有価証券の寄託に関する取引を開始するので通知します。	
(理 由 新設)	
(付 記)	
	日本銀行 店受付 平成 年 月 日

(用紙サイズは A 4)

【預託金取引の廃止（残務承継官設置なし）】

第〇号

平成27年10月1日

取引廃止日が記載されます。

日本銀行〇〇代理店 あて

代理官を併設している場合には、代理官
分も提出されます。

資金前渡官吏

〇〇局〇〇事務所

〇〇会計課長 〇〇 〇〇

印

取 引 関 係 通 知 書

〇〇局〇〇事務所 〇〇会計課長 〇〇 〇〇は、本日付けをもって、貴店との間に
現金の預託に関する取引を終止するので通知します。

(理 由 廃 止)

(付 記)

日本銀行 店受付
平成 年 月 日

(用紙サイズはA4)

【保管金取引の廃止】

第〇号

平成 27 年 10 月 1 日

取引廃止日が記載されます。

日本銀行〇〇代理店 あて

代理官を併設している場合には、代理官
分も提出されます。

〇〇局〇〇事務所

歳入歳出外現金出納官吏

〇〇会計課長 〇〇 〇〇

印

取 引 関 係 通 知 書

〇〇局〇〇事務所 〇〇会計課長 〇〇 〇〇は、本日付をもって、貴店との間に保管
金の保管に関する取引を終止するので通知します。

(理 由 廃 止)

(付 記)

日本銀行 店受付

平成 年 月 日

【政府保管有価証券取引の廃止】

第〇号

平成 27 年 10 月 1 日

取引廃止日が記入されます。

日本銀行〇〇代理店 あて

〇〇局〇〇事務所 取扱主任官
〇〇事務官 〇〇 〇〇

印

取 引 関 係 通 知 書

〇〇局〇〇事務所 〇〇事務官 〇〇 〇〇は、本日付をもって、貴店との間に政府保管有価証券の寄託に関する取引を終止するので通知します。

(理 由 廃 止)

(付 記)

日本銀行 店受付
平成 年 月 日

【預託金現在高証明請求書】

預託金現在高証明請求書

平成 27 年 9 月 30 日

日本銀行〇〇代理店 御中

取引廃止日の前営業日の日付が記載されます。

同一日

資金前渡官吏
〇〇庁
〇〇会計課長 〇〇 〇〇

印

取引廃止日の前営業日の日付が記載されます。

¥〇— (平成 27 年 9 月 30 日現在)

上記について証明願います。

(日本銀行証明欄)

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日
日本銀行 代理店

(様式、規格等は適宜)

【保管金現在高証明請求書】

保管金現在高証明請求書

平成 27 年 9 月 30 日

取引廃止日の前営業日の日付が記載されます。

日本銀行〇〇代理店 御中

△△庁
歳入歳出外現金出納官吏
〇〇〇会計課長 〇〇 〇〇

印

同 一 日

取引廃止日の前営業日の日付が記載されます。

¥〇— (平成 27 年 9 月 30 日現在)

上記について証明願います。

(日本銀行証明欄)

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日
日本銀行 代理店

(様式、規格等は適宜)

【政府保管有価証券現在高証明請求書】

政府保管有価証券
現在額証明請求書

平成 27 年 9 月 30 日

取引廃止日の前営業日の日付が記載されます。

日本銀行〇〇代理店 御中

同一日

〇〇局〇〇地域センター
取扱主任官
〇〇事務官 〇〇 〇〇

印

枚 数	0 枚
総 額 面	0 円

(平成 27 年 9 月 30 日現在)

取引廃止日の前営業日の日付が記載されます。

上記について証明願います。

(日本銀行証明欄)

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日
日本銀行 代理店

(様式、規格等は適宜)

【送付書】

送 付 書				
区 分	記号	番 号	枚 (組) 数	備 考
政府預金小切手用紙 出納官吏用小切手		から まで	枚	
国庫金振替書			枚	
国庫金送金関係用紙 ^(注)				

上記のとおり送付します。
平成 年 月 日

資金前渡官吏
○○庁
○○会計課長 ○○ ○○

印

日本銀行○○代理店
御 中

(様式、規格等は適宜)

(注) 「国庫金振込明細票」、「国庫金送金明細票」、「道府県民税及び市町村民税月割額又は退職手当等所得割振込明細票」等の種類別に「区分」欄に記載されるほか、「枚(組)数」欄に枚(組)数が記載されます。

【受取書】

受 取 書

区 分	記号	番号	枚（組）数	備考
政府預金小切手用紙 出納官吏用小切手		から まで	枚	
国庫金振替書			枚	
国庫金送金関係用紙 ^(注)				

上記のとおり受取りました。

平成 年 月 日

日本銀行 代理店 印

〇〇庁
資金前渡官吏 殿

(様式、規格等は適宜)

(注) 「国庫金振込明細票」、「国庫金送金明細票」、「道府県民税及び市町村民税月割額又は退職手当等所得割振込明細票」等の種類別に「区分」欄に記載されるほか、「枚（組）数」欄に枚（組）数が記載されます。

【預託金取引の記載事項変更通知】

第 号	平成 27 年 10 月 1 日
日本銀行〇〇代理店 あて	記載事項変更日が記入されます。
資金前渡官吏 〇〇局 会計課長 〇〇 〇〇	印
取引関係通知書の記載事項変更通知	
本日付けをもって、下記のとおり官職名を変更するので新印鑑を添えて通知します。	
記	
新 資金前渡官吏 〇〇局 会計課長 〇〇 〇〇	「取扱庁名」を変更する場合は「庁名」、両者を変更する場合は、「庁名および官職名」と記載されます。
資金前渡官吏代理 〇〇局 会計課長補佐 ◎◎ ◎◎	代理官の官職名も変更となる場合は、代理官の変更事項が併記されます。この場合、印鑑票は代理官分も提出されます。なお、本官の官職名のみ変更する場合は、代理官の記載は不要です。
旧 資金前渡官吏 〇〇局 総務課長 〇〇 〇〇	
資金前渡官吏代理 〇〇局 総務課長補佐 ◎◎ ◎◎	
以 上	
日本銀行	代理店受付
平成	年 月 日

(様式、規格等は適宜)

【保管金取引の記載事項変更通知】

第 号	
平成 27 年 10 月 1 日	
日本銀行〇〇代理店 あて	記載事項変更日が記入されます。
	〇〇事務所会計課 歳入歳出外現金出納官吏 〇〇事務所〇〇課課長補佐 〇〇 〇〇
	印
取引関係通知書の記載事項変更通知	
本日付けをもって、下記のとおり庁名を変更するので新印鑑を添えて通知します。	
	記
新	〇〇事務所会計課 歳入歳出外現金出納官吏 〇〇事務所〇〇課課長補佐 〇〇 〇〇
	〇〇事務所会計課 歳入歳出外現金出納官吏代理 〇〇事務所〇〇課係長 ◎◎ ◎◎
旧	〇〇事務所経理課 歳入歳出外現金出納官吏 〇〇事務所〇〇課課長補佐 〇〇 〇〇
	〇〇事務所経理課 歳入歳出外現金出納官吏代理 〇〇事務所〇〇課係長 ◎◎ ◎◎
	以 上
日本銀行	代理店受付
平成	年 月 日

(様式、規格等は適宜)

【政府保管有価証券取引の記載事項変更通知】

第 号
平成 27 年 10 月 1 日

日本銀行〇〇代理店 あて

記載事項変更日が記入されます。

〇〇事務所会計課

取扱主任官

〇〇事務官

〇〇 〇〇

印

取引関係通知書の記載事項変更通知

本日付けをもって、下記のとおり庁名を変更するので新印鑑を添えて通知します。

記

新 〇〇事務所会計課
取扱主任官
〇〇事務官
〇〇 〇〇

「官職」を変更する場合は「官職名」、
両者を変更する場合は、「庁名および
官職名」と記載されます。

旧 〇〇事務所経理課
取扱主任官
〇〇事務官
〇〇 〇〇

以 上

日本銀行 代理店受付
平成 年 月 日

(様式、規格等は適宜)